

第五十一回国会 農林水産委員会 議 録 第四十二号

昭和四十一年五月三十一日(火曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事 大石 武一君

理事 田口長治郎君

理事 東海林 餘君

池田 清志君

金子 岩三君

白濱 仁吉君

綱島 正興君

丹羽 兵助君

藤田 義光君

卜部 政巳君

千葉 七郎君

森 義視君

玉置 一徳君

林 百郎君

出席政府委員

農林政務次官 飯谷 忠男君

農林事務官 森本 修君

(農林経済局長)

農林事務官 小林 誠一君

(園芸局長)

農林事務官 久宗 高君

(農林水産技術

會議事務局局長)

委員外の出席者

専門員 松任谷健太郎君

五月三十一日

委員西宮弘君辞任につき、その補欠として日野

吉夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員日野吉夫君辞任につき、その補欠として西

宮弘君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二八号)

野菜生産出荷安定法案(内閣提出第一三二号)

○中川委員長 これより會議を開きます。

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案、野菜生産出荷安定法案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許可いたします。倉成正君。

○倉成委員 私は、果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案に関連して、若干お尋ねを申し上げます。

御案内のように、果樹が日本農業の成長農産物の一つとして、近年めざましい發展を遂げてまいりましたことは御存知のとおりであります。果樹栽培の面積を考へてみますと、昭和十六年ないし十七年で十三万七千ヘクタールのものが、昭和三十年には十七万九千ヘクタール、昭和四十年には三十五万ヘクタールと、大体三十年から四十年までに、十年間で二倍になっているわけでありまして、わけても、このうち昭和四十年でとって調べてみますと、ミカンの未成園の面積というのは四〇%をこしている、こういう状況でございます。したがって、まずお尋ね申し上げたいのは、今後果樹の生産はどんどん伸びていくであろうというところが予想されるわけですが、この生産に見合う需要の見通しについてはどういふふうにお考えになっているか、これは全部の果樹というわけにはいかないかもしれませんが、主要なものについてひとつお伺いをいたしたいと思いま

す。

○小林(誠)政府委員 果樹の植栽及び生産の伸びは、いまお話がございましたように、非常に順調に伸びておるわけでございます。総体として申し上げますれば、これは昭和三十七年に需要の見通しを立てたわけでございますが、面積におきましては大体見通しどおりになっております。それから生産量におきましては、若干災害等がございまして見通しどおりにはなっておりませんのでございましてけれども、それでも大体はほぼ見通しの線に進んでおるといふことでございます。しかし、先ほどもお話がございましたように、ミカンでござい

ますが、最近の新植の面積でございすけれども、毎年約二万ヘクタール以上になっております。その約半分以上がミカンの新植によるものでございす。

そういうことから、需要の見通しと生産との関係でございす、これにつきまして、実は昭和三十九年に、もう一回この需要と生産の関係について農林省のほうでいろいろ検討をいたしたわけでございます。それによりまして、当初の昭和十七年に立てました計画見通しでは、大体ミカンの生産量は二百九十九万トン程度が四十六年に生産されるんじゃないかというふうに見通したわけでございますが、そのときの需要見込み量が二百九十七万トンというふうになっておりまして、七

四%でございまして、三十九年の見通しを立てましたときは、先ほど申しました新植が非常に伸びておりますので、その生産の見通しを立てたのでございす、その結果は、大体需要の九〇%、先ほど七四%と申しましたが、それが九〇%くらいに達するのではないかとこのころに考えられたわけでございます。したがって、四十六年の時点におきましては、決して過剰ということはないというふうな考えられたわけでございます。し

かし、その後、見通しを立てました以降におきま

しても、先ほど申しましたように、毎年大体一万ヘクタール程度の面積がございす。このまま進みますと、やはりそこに需給の問題も出てくるということが懸念されておりますので、この果樹振興法の改正の後において、もう一回見通しを新たな観点で立て直し、それに即しました目標をきめたいというふうな考えておる次第であります。

○倉成委員 ただいまお話がありましたように、需要の見通しについては非常にむずかしいいろいろな要素があると思ひます。

そこで、四十六年のお話がございまして、ミカンを例にとると、四十六年に關しては、需要のほうが強いか心配ないだろうというお話でありましたけれども、問題は、現在一万ヘクタールに及ぶ増植が行なわれておるの、現実には生産を生み出していくというのはいまだ十年後です。そうなりますと、昭和五十年あるいはそれ以降の時期になると、相当爆発的に生産が伸びてくるという可能性がある。こういうときに、一体需要供給はどうなるかということが、現在新植産地の一番の關心事である。そこで、それについてどういふ見通しを持っておられるか、それから四十六年度の見通しを立てられる場合の所得の弾性値あるいは価格の推移、そういうものについて、ひとつお話を

いただきたいと思います。

○小林(誠)政府委員 今度われわれが考えております需要の見通しは、十年後の昭和五十一年を予定しておるわけでございます。またその試算等はやつておりませんので、わからないわけでございますが、実は三十七年にこの見通しを立てました場合に、ミカンの消費支出の弾性値でございす、一・七というふうな立てたわけでございます。その一・七の弾性値が将来いつまで続くかど

うかという点について、もう一回検討してみることがあるというふうに考えておるわけでございます。その辺が一点でございます。

それから価格でございますが、実は昭和三十四年の価格を基準にいたしまして、三十七年には需要の見通しを立てたわけでございますが、その当時の価格は、一キロ当たり五十六円程度でなかったかと思ひます。そういうことでございまして、先ほども申し上げましたように、需要がわりあい強いものでございまして、価格は毎年上昇を続けております。昭和三十八年ころから若干その騰勢は鈍ったのでございますが、現在の価格の推移を計数で申し上げますと、東京市場におけるキロ当たりの卸売り価格でございますが、ミカンが三十五年には六十二円、三十六年八十一円、三十七年九十一円、三十八年は若干下がりました七十六円になっております。それから三十九年が七十六円、四十年は生産は大体横ばいしない若干ふえたのでございますが、需要が旺盛な関係上、八十円をこすものと考えておるわけでございます。

○倉成委員 先ほど消費支出の弾性値を一・七と言われたわけですが、これはやはり価格によつてこの弾性値が高いか低いということがあるかと思ひます。今後の方向としては、生産を合理化してできるだけ価格を下げていく。価格が下がると、果実の消費もどんどんふえていくということは当然の原則であるかと思ひます。

そこで、ちょっと価格の問題について若干お尋ねしたいと思ひますけれども、ミカンでけっこうですが、将来東京卸売り市場における卸価格はどうかという方向にいくだろうか、どういう価格が望ましいものかということをおわかりでしたら御説明いただきたいと思ひます。

○小林誠政府委員 ミカンの卸売り価格でございますが、先ほどお話し申し上げましたように、四十年は台風等の関係で被害が相当あったわけでございます。そういうことと、需要が非常に伸びておることから、強含みとなつておるわけ

でございますが、将来の方向といたしましては、やはり弱含みに推移するのではないかとこのうに考えるわけでございます。

○倉成委員 大体キロ当たり八十円前後、また高いときは九十円をこしている。世界のくだもの市場で代表的なものを申し上げますと、ニューヨーク、ロンドン、ハンブルグ、この三つ、こういった市場について、温州ミカンというのはありませんけれども、オレンジその他そういうものの価格を園芸局でお調べになつたことはありますか。

○小林誠政府委員 実はミカンは日本の特産品ともいふべきもので、最近アメリカあるいはスペイン等でお出しておりますけれども、そういう意味で、なかなかミカンの価格というものはつかみがたいわけでございます。ただ、最近ミカンがかん詰めとして、台湾あるいはアメリカ、中共というところからそれぞれ出しておるわけでございます。したがって、ミカンの小売り価格と申しますか、そういうものを見てみますと、サンフランシスコでは日本の十一オンスのミカンのかん詰めが二十九セントになつております。台湾物が同じく二十九セントになつております。

ニューヨークでミカンのかん詰めはスペイン物が出しておりますけれども、この価格は二十三・五セント、日本物が同じく二十三・五セントというような数字が出ております。それからロンドンにおきましては、かん詰めでございまして、日本物が一シル五ペンス、中共物が同じくやはり一シル五ペンスで出ております。ハンブルグは日本物が一・三マルク、台湾物が一・二五マルクというふうに出しておるわけでございます。なまミカンについてはなかなかつかみにくいのでありますので、若干資料で見えますと、これは生産者価格でございますが、百キログラム当たり日本で十六ドル九四になります。アメリカでは大体七ドル三二というふうに出しております。あとはイタリアで大体十四ドルくらいでございます。

○倉成委員 私が実はお尋ねしているのは、東京の神田市場その他の卸売り価格キロ当たり幾ら

と、これが八十円あるいは九十円が高いか安いかわいことを、やはり国際的な観点で実感としてひとつ園芸局でつかんでいただきたいという意味で申し上げておるわけですが、たとえばニューヨークに出されるオレンジというのはフロリダ物が一番多いわけですが、それからロンドン市場ではイスラエル物、あるいはハンブルグでは南アフリカな

いしスペイン物が相当出しておるわけでありまして、そういうものの価格というのを通観してみますと、私の調査によると、ニューヨーク、オレンジというものがキロ当たり大体六十円台から七十円台にしているわけですが、ですから、やはり日本のこういう卸売り価格というものが、国際的に見てかなり割り高なものである、そういうことをひとつでき

るだけ実感として、書類の上でただ数字をいじくるといふことでなしに、実感としてひとつ持つていただきたい、そういうことからいろいろな価格についての考え方をきめていただきたい、こういう意味で申し上げておるわけですから、今後で

きればひとつ園芸局からもこういう市場についての調査員を派遣するなり、あるいは勉強するなりして、もう少し世界の市場ということについて検討を進めていただきたいと思つておるわけですが、この点は特に御要望を申し上げます。

そこで、話は次に進みますが、今度の法案の中で、いろいろな問題があると思ひますけれども、特に国がいろいろな果樹農業振興の基本方針を立てると同時に、本法律改正案の第二条の三によりますと、都道府県でやはり果樹農業振興計画を定めるといふことになつておるわけですが、この両方の国の方針と県の方針との関連ということが必ずしも明確でないわけですが、国はどういう手段によつて県の果樹農業振興計画をチェックし、あるいはこれを指導していくかということをお伺いしたいと思ひます。

○小林誠政府委員 従来の果樹法では、果樹の需要と生産の見通しだけでございまして、果樹の目標というものを定めて、そこで植栽及び生産の目標というものを定めるわけでございます。これは需要の動向に即して定めて、全国一本のもので出そうと思つておるわけでありまして、都道府県知事がその県の果樹農業振興計画というものを立てることになつておりますが、その場合には、やはりその県内の果樹の植栽及び生産の目標を立てるわけでございます。その意味で県がその振興計画を立てます場合は、国の基本方針に即して定めなければならぬということにいたしておるわけでございます。そういう意味で、各県におきましては、各県におきましてはその目標を樹立します場合には、やはりその県の中のシェアの問題とかいろいろの問題がありまして、多少食い違ふことはあると思ひます。この県知事の果樹振興計画というものは、農林大臣が認可も承認書もつておりませんが、そのような食い違いがないように、国の基本方針に即して、都道府県知事との間に事前にいろいろお打ち合わせをしまして、協議を重ねますことによりまして、あまりかけ離れないようにいたしたいというふうに考えておるわけでございます。

○倉成委員 この法律に関する限りにおいては、県が計画を立てるときには、国の基本方針に即するといふことと、それから都道府県知事が計画を定めたときには、農林大臣に提出し、概要を公表するといふことだけになつておるわけですね。

そこで、私は、今後の果樹生産の動向をつぶさに検討してみますと、かりにミカンを例にとりますと、産地間の優勝劣敗ということがこれは相当強く出てくると思ひます。そうすると、かりに現在生産が必要に對して少し過剰きみであると考へましても、相当近代的な経営をやりますと、合理化生産をやる、生産費を下げてやれる地域なら、どんどんつくつていいじゃないか。県の間のシェア競争ということがかなり強く出てくると思ひます。そういう意味で、やはり国の方針と県の振興

計画ということが、よほど密接な、有機的な連絡をとらないと、これは非常にむずかしい問題が出てくるんじゃないか。国がこれについてチェックする強力な手段を持たないわけですね。そこには非常に問題があるような気がするのですね。でも、そのチェックするきめ手というのを何かお考えになっているかというところが一点と、それからもう一つは、かりに県が振興計画を定める場合、県の振興計画どおり果樹生産者がこれをするかどうかという問題、これは融資の問題その他のチェックという問題がありましても、必ずしも県の計画どおりいかないという問題があるわけですね。いろいろなそういう問題があるものだから、少しむずかしいことになりはしないかと思うのですけれども、園芸局としては、よほどこの辺を慎重に、腰を据えて指導していただかなければならないと思いますが、何か特にお考えがあればお伺いしておきたい。

○小林(誠)政府委員 先ほどお話しのように、きめ手というのはなかなかないわけですが、この果樹園経営計画を立てます場合に、県の計画から照らして、それが適当なものであるという場合に認定するということになっております。したがって、従来は、国の見通しのあとには果樹園経営計画ということだけであったわけでありましたが、今度、そういうことで県の計画に照らして、適当かどうかという基準のもとに、融資を好ましい方向に流すという点におきまして、従来の現行法よりはさらに改善されるのではないかと、うふうに考えておられるわけですが、そういうことでございしますけれども、これを強制的にチェックするという手段は、もともと振興法でございしますからございしません。将来の果樹の方向がどうなるのかという点について、いろいろきめこまかく広報をするなりあるいは指導をするということによって、好ましい方向に誘導していきたいというふうにわれわれは考えておられるわけですが、

○倉成委員 局長のお答えのとおり、なかなかむずかしいのです。ただ、私はこう思っているのです。現実には生産農家が果樹の生産をやろう、あるいは開園をしようというときに一番参考にするのは、やはり技術者の意見なんですね。試験場の技師であるとか、普及員であるとか、あるいはその地方の指導者にいろいろ意見を聞くということですね。ですから、園芸局長さんが中心になって、試験場あるいはそういう普及事業全部と連絡をとって、十分その果樹生産の全体の方角なりあるいは果樹園の近代化の問題等についての方向を全国的に周知徹底させるということが、やはり一番大きなきめ手になると思います。従来、この点必ずしも全体の農林省の意図というのか、そういうものが末端まで徹底していかないということがあるわけですね。個々の人が個々のかつてな意見を農家に伝えるというくらいがございしたもので、この点は特に今後ひとつ行政指導の面でお考えおきいただきたい。これが一番中心の課題になるということをお、私は私自身の経験に照らして申し上げておきたいと思ひます。それじゃその点は要望にいたしました。次の問題に入ります。

次は生産費の問題。これは御案内のように、これから先の果樹農業を振興していくためには、どうしても生産を近代化し、合理化してコストを下げていく、これがやはり一番の課題であると思ひます。そういう意味から考えますと、この振興法の改正の二条の三の中に「近代的な果樹園経営の指標」ということがございしますけれども、「近代的な果樹園経営の指標」というのは、具体的にどういうものかというところをお伺いしたいと思ひます。

○小林(誠)政府委員 現実の果樹農業者の現状を見ますと、やはり非常に零細な規模でございまして、そういうことからなかなか生産性も上がらないというのが実情でございします。従来から果樹法によりまして指導いたしておりますのは、果樹園の集団化を行なうということによりまして、そこに高性能機械でございしますとか、労働節約的な技術を導入いたしますことによりまして、共同作業

を前提とした経営を考えていきたいというふうに考えておられるわけがございします。したがって、この「近代的な果樹園経営の指標」は、一体どのくらいの面積があればそういう共同作業として適当か、その最低限、それを前提としたときの労働時間と収量でございしますとか、あるいはその労働時間というものをきめていきたいというふうにお考えおられるわけがございします。

○倉成委員 ただいまお話しされましたように、やはり近代的な経営にするためには、ある程度の規模を必要とするということは御指摘のとおりでございします。それから規模拡大といつても、そう簡単にできないので、どうしてもこれを集団化していくというところは必要だ、これも御指摘のとおりだと思います。そこで、これは果樹の種類によつて若干違うと思いますが、生産コストを下げるきめ手というのは、どういふものが一番大きな要素になっているか、その認識をお伺いしたいと思ひます。

○小林(誠)政府委員 果樹園の経営でございします、これは御案内のとおり、非常に手間を食うものでございまして、労働投下量が非常に大きくかかっておられるわけがございします。したがって、その労働生産性を上げることが、その中で一番大きなきめ手と考えております。

○倉成委員 もっと端的に、実感としてお答えをいただきたいと思ひます。

私から申し上げましょう。労働生産性を高めるというところは、結局機械の導入をしていくということ、機械の導入をしていくということは、一体具体的に何を対象としてやるかということになると、病害虫の防除が一点と、それから現時点においては運搬というところで、やはり防除、それから運搬、この二点が一番努力を食う。この点に焦点を合わせて機械化を進めていく。機械化を進めていくためには、やはり小さな規模のところではなかなかうまくいかないから、スピードスプレーヤーを使うにしても、相当集団面積を要するというところではないかと思ひます。そういう端的な

ほんとうの実感を園芸局つかんでいただいて、それに精力的に焦点を合わせていくということが大事じゃないかというところを申し上げておきたいのですけれども、機械化の点で、こういうことをやれば労働時間がこの程度減るというふうな、何か具体的な事例があれば、ひとつお示しをいただきたい。たとえば病害虫の防除でスピードスプレーヤーの例をおとりになつてもいいと思ひます。

○小林(誠)政府委員 スピードスプレーヤーの例がございしますが、これは長野の園芸試験場でスピードスプレーヤーの実用化に關します研究をやりまして、個人防除の場合は十アール当たり六・三時間でございしますけれども、スピードスプレーヤーの場合は一・八時間というふうな、非常に所要労働力が短縮されるというふうな例がございします。

○倉成委員 ただいまスピードスプレーヤーでかなりの労働力の節約ができるというお話がございしましたけれども、ただ残念ながら、スピードスプレーヤーを適用できる自然条件というのは非常に限られておられるわけですね。また相当な金がかかるから、これを導入できる地域、それからかりに導入できるとしても、これに対する資金的な裏づけ、こういうものについてはどういふふうにお考えになつておられるのですか。

○小林(誠)政府委員 これらの共同利用施設によります施設は、現在のところ、構造改善事業によります構造改善推進資金、それから系統農協によります近代化資金という制度があるわけがございまして、それらの制度を活用いたしまして導入をはかりたいと考えております。

○倉成委員 スピードスプレーヤーの場合、たとえばいろいろな傾斜地、非常に大きな傾斜地では、なかなかこれはできないわけですね。そうしますと、やはりこの地域においてはどの程度のスピードスプレーヤーがやれるのかというふうな、地域別のきめこまかい検討が必要になつてくる。それから傾斜地については、また特別ないろいろな病害虫の防除の方法について考えていくとか、やはりそういう近代化計画を進めていく上において、

具体的なきめのこまかい対策、同時に、これが機械化に結びつき、努力節約に結びつくということをもっと十分御研究をいただきたい。何と云っても、機械化をやらなければ果樹園の近代化はあり得ないわけですから、この点については、後ほど試験場について触れたいと思えますけれども、ほんとうに真剣にこの問題に取り組まなければいけない。その姿勢をひとつ園芸局で立て直していただきたいということを御指摘申し上げておきたいと思ひます。

そこで、次の問題に入りますが、果実の消費というのは、戦前から比へますと、非常にふえておる。昭和九年から十三年までをとりましても、大体一年間に一人当たり一五・三キロぐらいのものが、昭和三十九年には三二・五キロと、戦前の大体二倍以上になっているわけですね。そこで、これから消費を拡大していくということが非常に重要になってくるわけでありませうけれども、幸いにして学校給食の一部に果実が取り入れられたことも、非常にうれしいことでありますけれども、これから先消費を拡大していくために、どういう点に重点を置き、何を中心として消費拡大の道をほかについていくかということについて、政府の御方針を伺いたいと思ひます。

○小林(誠)政府委員 消費の拡大をいたしますためには、いろいろの方法があると思ひますが、これは日本農林規格によります、いわゆるJASマークでございますが、その制度を普及させますことによりまして、その中身について保証するし、それを消費者の皆さん方に十分御納得いただくという制度、この制度をさらに進めていくということを考えておるわけでございます。また、先ほど学校給食の問題もございましたけれども、やはり小さいときから果実の生食になじんでいただくという観点から、その普及をはかるということとで、いろいろ文部省なり大蔵省とも交渉しました結果、ミカンについて免税措置がとられたわけでございますが、将来はリンゴジュースにつきましても、同じ方向に進みたいということで折衝い

たしておるわけでございます。また一方、この果汁等につきましても、物品税がかかっておったわけでございますが、日本農林規格の適格品につきましても物品税を免除するというところで、物品税がかからないという体制もとられたわけでございます。そういういろいろなことをやりまして、消費の拡大をはかってまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○倉成委員 消費の拡大についていろいろ御指摘がございましたけれども、今後消費の拡大をやる中心課題は、やはり加工の問題だと思ひます。やはり果実を生食としてだけでなく、加工して消費していくというのが、消費拡大の今後の一番大きな焦点ではないかと考えておるわけです。これは御承知のとおり、欧米その他に比しまして、日本の加工というのは非常にウェイトが少ないわけでございます。そこで、果実の加工について、現在の状態、また将来のマスタープランというか、おまものについて、大体どの程度加工に回してやるのか、やるべきかというような大体のお見通しがあれば、お伺いしてみたいと思ひます。また、ヨーロッパあるいはアメリカ等のそういう加工の現状に照らして、この辺まではやれるんじゃないか、そういう、何というか、ただ数字の御答弁じゃなくて、私はその実感がほしいのですよ。その点をひとつ、園芸局長、自信を持ってお答えください。

○小林(誠)政府委員 現在の加工でございますが、ミカンにつきましては、大体生産量の二割方が加工に回っておるのでございまして、これはいろいろ生食用の価格との関係もございまして、年によつて非常に増減があるわけでございます。そういうことから、将来果樹にミカンが伸びてまいりました場合に、一定の数量はミカンかん詰めあるいはジュースというふうに戻る。ということは、その半数が劣つたものを回すという以外にも、さらにこれは伸ばしていかなければならぬというふうに考えるわけでございます。そのほか、リンゴのジュースにしまして、あるいはミ

カンのジュース、かん詰めというものについても、今後大いに伸ばしていかなければならぬというところでございまして、ただ、現在のところは、御案内のとおり、非常に生食用の価格が高いものでございまして、むしろなかなか加工に回りたいという状況でございまして、四十年ではミカンのかん詰めの輸出の目標を五百万ケースというふうに押えたのでございまして、それが四百四十万ケースをちょっと上回るところでございまして、しかし、将来の方向をいたしましては、やはり加工に大いに力を入れてやっていく必要があるというふうに考えておるわけでございます。ただ、現在のこのかん詰め業者の実態でございます。ただ、現在のこのかん詰め業者の実態でございます。ただ、現在のこのかん詰め業者の実態でございます。

この果実の加工というのは、その年間の三カ月なり四カ月というところで、ほかの水産かん詰めとかその他のかん詰めと、これは一緒にやっておるわけでございます。そういう意味におきまして、なかなか加工の問題、加工業そのものを取り上げるといふことはむずかしいわけでございますが、われわれといたしましては、その加工につきましては、果実加工専用機械といふものの充実ということをはかりますと、たとえばミカンのホロ割りの機械でございますとか、その他の新しい機械、技術の開発、あるいはその普及ということに努力をいたしまして、やはりその加工の面にございまして、労働生産性を高めていくという方向で、今後努力したいというふうに考えておる次第でございます。

○倉成委員 いまお話しになりましたように、日本では大体果実の加工に回るのが生産の大体二割。ドイツ、フランスでは大抵五割に言つて、私の調べたところでは大体五割というところですね。ですから、やはりかなり加工をくふうしていけばいいというところは、今後の方向として考えられると思ひます。しかし、それにはやはりよほどの政策手段なり、そういう努力が要するというこ

とです。そうしますと、現時点で日本のくだものの加工について見ますと、その大宗をなすものはやはりかん詰めとジュースだ。そのかん詰めがいま御指摘のように、果実のかん詰めの大宗はミカンのかん詰め、特に輸出かん詰めですか、これが年々増加してきて、四十年に五百万ケースという目標を立てたけれども、四百四十万ケースに終わったということは、加工についての一つの頭打ちというか、そういう面での大きな悪い材料が出てきているわけです。ですから、その加工ミカンのかん詰めに例をとりますと、なぜ五百万ケースの目標が達成できなかったのかということについてお伺いしたいのと、大体大抵五十年後にミカンのかん詰めの輸出というのはどの程度になり得るか、また望ましいかということについて、お考えがあればお伺いしたいと思ひます。

○小林(誠)政府委員 ミカンのかん詰めの原価計算をいたしてみますと、大体その五〇%—四〇%から、高いときには六〇%ぐらいが、いわゆる原料代になっておるわけでございます。本年は先ほども申し上げましたように、生食用の価格が非常に高かったものでございまして、この原料価格の値段がおそらく五十円程度に、あるいは五十円をこすという程度になっておるのじゃないだろうかと思ひます。それが、生食用にひかれて、なかなか加工に回らなかったということでございます。しかし、この問題につきましましては、将来は、原料価格といふものをいろいろ統制するとかなんとかいふことはむずかしいわけでございますけれども、やはりそこには、かん詰めの業者の方も非常に零細な企業でございまして、そのうちの側と、ミカンを出荷する、原料を出荷する側とが、お互いに協定を結んで、そして個々の取引の秩序を保つていくということが一つの大きな振興策ではないかということで、今回の法案の改正でも、それにつきましての独禁法の適用除外の規定を設けておるわけでございます。

○倉成委員 ミカンのかん詰めに例にとります

そこで、いま四百四十万ケースのかん詰めミカンの輸出にいたしましたも、先ほど局長からお話のように、スペインものと中共のもの、品質は若干悪いかもしれないけれども、価格においては相当安いものがすでに、量は少ないけれども、ヨーロッパ市場に出てきておる。そうなつてきますと、やはり敵を知りおのれを知らなければ勝負の世界では勝てないわけですから、スペインなりあるいは中共なり、そういうものが一体どういう形でかん詰めをつくり、あるいは生産をしておるかという調査を、農林省園芸局としてはする必要があると思うのです。私から申し上げておきましよう。スペインなりあるいは中共なりについては、あまり資料をお持ちないと思うのです。だから、ひとつ国会でも終われば、若い人を派遣して、中共なりあるいはスペインなりヨーロッパなり、

○**俣谷政府委員**　倉成先生の御意見、ごもつともであります。園芸局の任務というものが非常に重要視されてまいりまして、しかもこれからはさらに大きく拡大し、その活躍が期待されることは御承知のとおりでありまして、そういう意味から、おっしゃるとおりに、先進地区の実態調査も十分していくことは、当然のことでございます。今後そういう面で十分心がけてまいりたいと存じます。

それでは次の問題に移ります。私は、今日果樹、野菜を通じて一番大きな問題の焦点は、やはり輸送、流通の問題じゃないかと思うわけですが、輸送、流通に關してどういう具体的なマスタープランをお持ちであるか、これは経済局長の分野のようですから、ひとつ具体策についてお伺いしたいと思います。

○森本府委員 完全に私のほうの所管であるかどうかはわかりませんが、御指摘のように、野菜にいたしましては果樹にいたしましては、生産なり出荷調整と並んで、流通の問題が今日きわめて大きいということは、申し上げるまでもないと思います。それで、輸送、流通ということでございますが、端的に言いますと、流通問題の目標としましては、なるべく太く短い流通の経路なりあるいは輸送のパイプということが、一番大きな目標であろうかと思えます。そういう点から

また、輸送問題につきましては、特に生鮮食料品でございますから、できるだけ鮮度を落とさないで、早く消費地に運ぶということが一番の要点でございます。果樹等について産地に冷蔵庫をつくるとか、また輸送手段を整へしめても、それにふさわしいような輸送手段を整へていく、さらに鉄道の関係では、配車の調整あるいは専用列車の三つについては、

○倉成委員 抽象的なお答えとしてはもう満点な
んですけれども、具体的な面で少しお伺いをして
みたいと思います。ということは、実は経済局長
もよく御承知のように、国鉄の運賃の値上げの場
合に、輸送を近代化するということが前提で、値
上げということについてわれわれは一応納得した
わけです。その点で、鉄道の輸送についてどうい
う合理化をやっていくのかということです。それ
から、鉄道に限らず、その他輸送について革命が
行なわれつつある。もう今後十年くらいこの間に
は、われわれが現在考えているのと全然違った形
の輸送体系が確立するだろうと私は想像している
わけです。そういうものは具体的にどういうものか
というところが一点。

○森本政府委員 神田市場の問題でございますが、御指摘のように、都心部市場は、神田にいたしましてもあるいは築地にいたしまして、市場の中も狭隘でございますし、またその付近もきわめて混雑をしているということで、東京都なら東京都市の立地なりあるいは配置をどういうふうにするかという問題は、最近の過密都市の問題ともからみ、きわめて重要であり、また喫緊の問題である、そういうふうに思うわけでございます。東京都がまず第一次的な施設者でございますから、計画の立案もするわけでございますが、従来これは都心部市場についても、できるだけその狭隘さを、もちろん限度はございますけれども、拡張するというところでやっております。たとえば神田市場を立体化するか、あるいは築地の市場につきましては、隣接地を取得して拡張する

というようなことでやってみようかと思いましたが、市場整備八カ年計画におきましても、できるだけ周辺部に市場を新設する、具体的な立地は必ずしも明確ではございませんけれども、三カ所ばかり周辺部に新しい市場を相当な規模でつくるといふことになっております。そういうことをやりますと、都心部市場にかかつてまいります負担が緩和されてくることになりうかと思ひます。とりあえず計画として現在持っておりますのはそういうことでございますが、ただ、長期的な問題につきましましては、都心部市場をどこか適当な立地を求めて移転するといふふうなことにしても、先ほど来申し上げましたような問題の重要性にかんがみまして、今後真剣に取り組んでいかなければならぬということで、私どもとしてもすでに検討を開始してあるという段階でございます。

○小林(誠)政府委員 輸送の問題でございますが、お話のように、いろいろ新しい方法が出てきておるわけでございまして、実は農林省におきましても、リンゴでございまして、C A法と申しまして、倉庫の中の酸素、炭酸ガスの組成を一定のものに保ちまして、呼吸作用を抑制することによってこれを長期貯蔵するわけでございますけれども、それを冷蔵車、トラックで運ぶという仕事を考へておるわけでございまして、すでに青森、岩手、長野、山形四県に対して助成をしたわけでございまして、その結果、東京に持ってきたものの価格も高くなりまして、大体普通の冷蔵のものよりも一箱当たり二、三百円くらい高く売れたといふことでございまして、そういうことで、将来の方向といたしましては、低温の貯蔵あるいは輸送問題がさらにまた大きな問題となつて出てまいると考へるわけでございまして、私たちといったしましては、科学技術庁で本年度から実施いたそうとしておりますコールドチェーンの試験実施につきましても協力をいたしまして、今後の問題としてこれを検討していきたいといふふうに考へておるわけでございまして、

○倉成委員 両局長の御答弁でけっこうです。ただし、私が非常に痛感しますのは、たとえば神田市場を例にとりまして、大体、私の郷里の長崎からミカンを貨車で送りまして、せりに出されるのは四日目なんです。そうすると、ピワのようなものになりますと非常にいたみやすいわけですね。これが汐留に行きまして、秋葉原では荷おろししないわけですね。そして汐留から輸送をしていって、あそこ倉庫に入れて、そして今度はまた分散していく、こういうかっこうになつてゐるわけですね。ですから、實際具体的に実感として、これじやいかならないかといふことになつてくると、やはり相当大型のトラックで長距離輸送していく、それも低温で輸送していくという時代がやつてくる。アメリカのように三十トン・トラックといふわけにいかないかもしれないけれども、少なくとも十七、八トンから二十トンぐらいのトラックがどんだん市場の中へ入つていけるようなセンターといふのが、将来考へていけるのじやないか。しかし、神田市場のような伝統のあるところを急にどうこうするといふわけにはいかないとすれば、くだもの野菜とを分離して、そしてある程度いろいろな方向を考へるとか、やはりそういう具体的な実感として、また実施できるようなプランをひとつ農林省でお立ていただいて、これを強力に推進していくことが、この問題の解決の中心じやなからうかといふことを指摘申し上げておきたいと思ひます。

それでは時間もないようですから、試験研究機関の問題について、技術会議の事務局長にお尋ねを申し上げます。果樹振興について、いままでも試験研究機関はいろいろな役割りを果たしてこられたと思ひますが、現在試験研究として一番重点を注がれておる点は何か、どういふ方針で園芸試験場の指導を技術会議の事務局長としてなさつておるか、伺いたしたいと思います。○久宗政府委員 試験研究全般については、御承知のとおり、三十六年でございまして、この前二

年ほどかかしまして、大体その以後の情勢に対処いたしました研究目標といふものを定めたわけでございまして、それが私どもの憲法になつておるわけでございまして、その中でも、果樹につきましては、一応の目標の設定があるわけでございまして、その後の経過を見てまいりました場合に、いわば長期的な目標に基づきました一応の課題はございしますが、それが段階的にどういふふうにつ結びついていくのかという点が、当時の検討としては、これは無理なことだつたと思うのでありますが、必ずしも十分できておりません。したがしまして、果樹のみならず、一般の農作物につきましても、現在一番力を入れておりますのは、そのような目標に向かひましてどういふ段階を経てやつていくか。たとえば順序といったような問題が案外非常に大事ではないか。また実際見ますと、その辺が一番必要なところでございます。個々の研究は進んでおりますが、これが必ずしも必要な段階で組み立てられないといふような問題もございまして、その点を特に——最近果樹の急速に伸びてまいりましたことでもございしますので、果樹関係につきましては、特にそういう点が重点にならうかといふふうに一応考へておるわけであります。

○倉成委員 久宗さん、ちょっとお話がはつきりしなかつたのですけれども、具体的に、果樹の生産がかなり伸びておる、そしていろいろな問題をかかえておるという現時点において、事務局長として、園芸試験場なりその他についてどういふ方針で、何を重点に試験研究をやれという御指示をなさつてゐるか、端的に項目をひとつお示しいただきたい。

○久宗政府委員 試験の課題と進め方につきましては、主として四つの観点から課題も設定されております。また実施もされております。一つは、やはり需要の見通しとの関連を十分検討しなければならぬわけでありますが、さような意味におきまして、適地の判定、また園地の造成技術の確立という問題が一つの大きな項目にならうか

と思ひます。もちろん、この中には品種の育成も当然含むわけでございまして、それから先ほど来お話が出ておりました、もともと非常に労働を多投するものでございまして、生産費を低減させるという意味におきまして、当然、省力化と申しますか、機械化栽培法の経営的な確立といふようなことが課題の中でも相当大きな部分を占めるわけでございまして、それから当然のことでございますが、生産の安定に伴います問題で、先ほど御指摘のございましたような病害虫の防除、あるいは気象災害に対する対応といふような問題が項目の一つの重点になります。さらに最後にお話になりました供給の安定という意味におきまして、生産されたから消費者の口に入りますまでに数多くの段階があるわけでございまして、そのようなものを、従来の単に流通過程といつておりましたものの中を相当細分化いたしまして、個別な素材の検討も必要でございますし、さらにいまの段階では、これを組み立てようといふところまで来かつておるわけでございまして、

大体この四つが項目としては重点になつておるわけであります。○倉成委員 大体項目としては御指摘のとおりだと思ひます。もちろん、病害虫の問題であるとか、適地の判定であるとか、新品種の育成であるとか、非常に重要な項目であることは間違ひがありません。しかし、現在一番問題の中心になりつづけるのは、御承知のとおり、省力機械化といふ問題が、やはりこれから先大きな課題になる。それから加工の問題を含めまして、包装であるとか、貯蔵であるとか、そういう方面については、やはりウエートの置き方が、現在の試験研究機関、特に園芸について非常に足らないのじやなからうかといふ感じを持つておるわけです。そこで、少し具体的な試験場をあげて恐縮ですが、平塚の園芸試験場を例にあげてみたいのですが、私は、河野一郎先生が農林大臣のときに、河野先生にお供をして、二人で平塚に参りまして、その帰りに、こういう平塚の試験場のよう工場

概の深いものがあります。農林省もいまだ一度、ひとつ園芸局をせつかくつくったその精神に立ち戻つて、この園芸局、果樹振興のために力を尽くしていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○中川委員長 兒玉末男君。

○兒玉委員 それでは園芸局長にお伺いしたいのですが、まず最初に、先ほど倉成委員からも質問がありましたが、日本の主要果樹の栽培面積というこの資料によりますと、大体平均して三十年間に一九四％という非常な率で面積が伸びております。この内容を見てみますと、たとえばミカン、ナツミカン、ブドウ、桃、クリ、こういうものが二〇％以上の伸びを示しておりますが、一体、こういう傾向というものが今後どういうふうな状態を保っていくように判断されているのか。私は、今後の果樹類の需要と供給の関係、さらにまた価格のいわる安定という点から、きわめて大事な問題でなからうかと思ひますので、その点についてまず局長の御所見を承りたいと思ひます。

○小林誠政府委員 お話のように、非常に栽培面積がふえておるわけでございまして、生産量も上がつておるわけでございます。先ほども申し上げましたように、大体見通しの線に果樹全体としては沿つておるわけでございます。ところが、その中をいさゝに見てみますと、ミカンの新植というものが毎年一万ヘクタール以上になつておるわけでございまして、そういう意味で物別に見ました場合は、やはりそこに将来の需給という面から問題が生ずることが懸念される樹種もあるわけでございます。そういう意味で、私たちといたしましては、この際、単なる見通しという意味ではなくて、植栽なりあるいは生産の目標を立てるということ、その目標に従つていろいろの政策を進めていくというふうに考へておる次第でございませう。

やはり栽培面積も伸びておるわけですが、特にミカンに次いで栽培面積の広いリンゴが、価格の面においてミカン等と比較して非常に低値に落ちているというふうな考えをわけです。いわゆる一日当たりの労働報酬においても非常に低位である。この点は一体どういふところに原因があるのか。

さらにまたもう一つは、今後の果樹園芸というものは、非常に農村の労働力が都会に流出をしていく。今回の果樹法の改正によって、いままでの単なる安定拡大という点から、「計画的かつ安定的な拡大を図る」というふうな改正がなされたが、今日このような労働市場の非常に激しい状況、そしてまた価格の安定というものが、果実類の自由化とも相まちまして、相当の客観的に困難な諸情勢というものが包含されておるわけですが、このような点をどういふふうに改革していくとお考えになっているのか、第二点としてお伺いしたいと思ひます。

○小林(誠)政府委員 実はリンゴにつきましても、三十七年に見直しを立てます場合にも、生産がむしろ需要を上回るという見通しが立ったわけでありました。それが結局価格の面に反映いたしまして、価格も三十五、六年ごろからだんだん弱含み、場合によっては若干下がる——これは去年よりもだいぶ上がつておりますけれども、そういうふうな価格が若干弱含みになる、あるいは下落するという方向が見通されたわけでございます。その中でも、ことに国光だとかあるいは紅玉のようなものにつきましては、むしろ需要が少なく、デリンシャスとかあるいはゴールデンデリンシャス、スターキングというような高級の品種の需要が伸びるだろうというふうに考えられていたわけでございます。また、それらの高級のリンゴの価格というものはわりあい堅調なのでございます。したがって、現在のところ、面積としては、見通しの線よりも若干下回った新植が行なわれております。また一方廃園がございまして、面積としてはほとんどふえていない状況

でございます。むしろそういういい品種に更新をしていくというふうな状況でございます。したがって、私たちがしまして、そういうふうないい品種に更新しますためには、農家の負担も相当大きいものでございします。品種更新事業というところで、三年間くらい共同育苗場で苗を育成して、それを植えるという方向が好ましい方向ではなからうかと思ひまして、それらの措置につきましても助成をやっておる次第でございます。

労働力の流出に対処して果樹農業がどうあるべきかというところでございします。この問題につきましては、御案内のとおり、果樹につきましても非常に労働投下量も多いのでございします。したがって、その労働を節約しまして、しかも所得は確保していくという方向が基本的な方向であると思ひわけでございます。その意味におきましても、園地を集団化することによって、高性能の機械あるいは高性能の選果施設を導入いたすことによりまして、その収穫、選別あるいは荷づくりの労働力を節約するという点、また果樹園経営計画におきまして、あるいは濃密生産団地におきまして、たとえばおのの温州となかての普通の温州を組み合わせるといふようなことによりまして、労働のピーク、ことに収穫期のピークでございますが、そのピークをならしていくことによりまして、農家の労働を最も有効に使っていくという点について、今後指導をいたしたいと、かように考えておる次第でございます。

○児玉委員 それからこの第一条が今回、現在までの「その生産の安定と拡大を図るため」という目的が、「その生産の計画的かつ安定的な拡大を図る」というふうな改正をされておるわけですが、前の条の目的と今回改正された「計画的かつ安定的」という目的と、内容においてどういふふうな違いがあるのか、この点明らかにしていただきたいと思ひます。

○小林(誠)政府委員 三、四年前におきましては、果樹はいわゆる選択的拡大の産業といたしまして、むしろ非常に需要が旺盛である、したがって

まして、特殊のものを除きましては、これは振興をすればいい、むしろ振興をしてつくっても需要に追いつかぬのではないかと、いふような考え方があったかと思ひわけでございます。しかし、先ほども申し上げましたように、最近の果樹の植栽なりあるいは生産の動向というものをとらえて見ますと、需要に即して果樹の植栽なりあるいは生産というものを行なう必要があるというふうな線に沿って、今後の果樹振興法の運用を行なっていくと考えるわけでございます。

○児玉委員 現在までの果樹農業の経過あるいは歴史というものをみてまいりますと、財政的な面においてもほとんど政府の援助なくして、いふところの自前農業として今日まで発展してきておるわけでありまして。私も宮崎県でも、いま局長が言われたように、いわゆる選択的拡大、こういうことで、非常にミカンの奨励がなされておるわけですが、先ほどの局長のこの改正の趣旨から聞き取りますと、生産の方向あるいは果樹の経営というものが、何らかの規制といふか、拘束を受けるような結果に私は判断するわけですが、この点きわめて重大な問題でございしますし、もしそういうことになりましたと、現在まで行なってきたところの果樹農家というものは、一体どういふ範囲においての今後の展望が確立されるのかどうか、この点現在までの果樹農家自体の自主性というものがあつた程度拘束を受けるような結果になるのかどうか、そうされた場合における計画的な生産となつたか、かりにその対象とされる地域なりまた栽培面積等、あらゆる面において、私は相当具体的な展望というものが明らかにされなければいけないと思ひますが、その辺の関係について、局長の御所見を承りたいと思ひます。

○小林(誠)政府委員 この果樹法の運用は、需要の長期見通しに即して植栽あるいは生産が行なわれるようにいたしたいというふうな考えておるわけでございます。それによりまして、果樹農業

者、果実の生産者というものを法的に拘束するということは毛頭考えていないわけでございます。ただ、そのような方向に即しまして、県ではその県内の果樹振興計画を立ててやる、そしてその方向に即して助成なりあるいは指導、融資等の措置を進めることによりまして、そのような方向に誘導していきたいと考えておるわけでございます。そういう意味におきまして、作付を制限するとか、あるいはそれについていろいろ不利な措置をとるといふことは考えていないわけでありまして。

○児玉委員 これに関連しまして、果樹農業基本方針の策定に関連して、農産物の需要と生産の長期見通し、これによりまして、大体昭和四十六年の果実の需要量は七百五十八万トンから九百二十万トン程度と見込まれて、生産のほうは大体七百万トン前後に増加する。いままでのこの農林省からいいただきました表によりまして、この増加傾向を継続してまいりまして、いわゆる需要と供給のバランスがくずれようという危険性というものはない、こういうふうな判断にたすわけでございます。けれども、今回のこの計画的な、いま局長の申されました生産ということになりますと、やはり需要と供給のバランスというものがくずれてくる危険性というものがあつたのかどうか、また当初の予想されているところの需要量というものが、この点が、いわゆる生産が非常にオーバにしまして、生産過剰となるような見通しなのかどうか、これは特に果樹園芸農家にとりましては、これから政府なり県等の指導下において、非常に重大な関心を持たざるを得ない。特に生産農民というものは、常に果樹だけじゃなくて、他の野菜農作物においても、いつも農作食乏という鎖によつていじめられておるわけですが、その辺の関係が特に基本方針の策定について重大な問題でございします。需要と供給の関係、いわゆる果樹類の消費の動向というものをどういふふうな把握されているのか、この点明らかにしていただきたいのであります。

○小林(誠)政府委員 四十六年における見通しにつきましては、果樹全体としては決して過剰になるといふふうには考えておらぬわけでございまして、おそらくそのあとの五年、五十年ごろにおきまして、全体としては過剰にはならないであらうというふうには考えておるわけでございまして、ただ、ものによりましていろいろございまして、その点で、たとえばミカンでございまして、それからクリ等のものにつきましては、若干将来の需給のアンバランスということが心配される点もございまして、しかし、果樹につきましては、永年作物でございまして、いま一、二年の植栽が将来に及ぼす影響というのは、十数年先のことでございまして、しかもまた、ことし計画よりも多く植

えたからといって、あとで調整すればまた間に合うことでございまして、そういう点におきまして、四、五年くらいの期間を区切りまして、そこで調節すれば、将来の問題も十分対応できるといふふうに考えておりますので、そういう意味におきまして、いまからすぐその植栽を半分にしなればならぬとか何とかいうようなことにはならない、果樹の特性からしまして、そういうものではないかと思ひます。しかしながら、永年作物でございまして関係上、そのときになってから対策を講じたのでは間に合わないということでござい

ますので、やはり十年先あるいは十五年先の状況を頭に置いて、その対策を講じなければならぬというふうには考えておる次第でございまして、

○児玉委員 実は大分とか宮崎というのは、大分は非常に古い歴史がありますけれども、私の県等においてはここ四、五年非常にかんきつ類が県の指導のもとに増反されておりますが、去年なんかは非常に豊作ということで、目に見えて価格の暴落というものがあつたわけです。これに対して非常に農民は不安を抱いておるわけですが、この点先ほど倉成さんからも流通問題の質問がありましたので、この点またあとでいろいろ御質問したいと思ひますが、そういうふうな実態危惧というものが常につきまといつておりますので、今後農林省

としては、そういうふうないわゆる今後の植栽面積の拡大等にあたつても、長期の展望に立つて、しかも価格は絶対に安定するのだ、こういうふうな明確な青写真というものを示していただかないと、いまの局長の答弁の内容だけでは、とても私は安心できないのではないかと、こういうふうには考へるわけでありまして、

次に、基本方針ということで、いろいろと大臣が政令によつて定めまして、果樹農業振興をはかるということでは五項目ほどあげてありますが、第一に、主要な種類の果樹として政令で定めようとしておるものは、一体どういふ種類が入つておるのか、この点まずお聞きしたいと思ふのであります。

○小林(誠)政府委員 この基本方針で取り上げます主要な果樹でございまして、これを選びますのは、その栽培面積あるいは生産量、それからまた将来の需要の動向でございまして、あるいは果樹園経営計画で集団化、協業化をいたしましたときに効果があるかどうかというような点を頭に置きまして、これを選びたいと思つておるわけでございまして、

「委員長退席 田口(長)委員長代理着席」現在の果樹法では、かんきつ類、それからリンゴ、ブドウ、桃、ナシ、カキ、クリ、オウトウ、ビワの九種類を取り上げておるわけでございまして、最近梅の面積が非常に伸びておりますし、生産量も上がつておりますので、そういう意味で、この梅については、やはりそれをつけ加へるかどうかという点について検討したいというふうには考へておるわけでございまして、

○児玉委員 いま言われましたが、九種目ですが、大体この資料によりまして、やはり問題は、生産費と収益性ということに非常に問題があるのではないか。それと、私は、需要と供給の関係のかみ合わせというものが相当慎重に配慮されないと、やはり生産農民というのは、全体的に労働収入というものが少ないために、一年間の労働を通じてどの種類が最も収益が高いかというこ

とにウェイトをかけがちにならうと思ふのですが、その辺の配慮というものを、この政令で定める場合に相当私は慎重な配慮が必要だと思ふのですが、その辺の關係は、この種類の決定にあつて、単に面積が広いということやそういうような農林省の一つの方針と実際に生産に従事する農民の意向というものがマッチしなければ、その効果は期待できがたいと思ふのですが、その辺の關係はどういうふうにお考へになつておりますか。

○小林(誠)政府委員 やはりこの問題につきましては、それぞれ植栽をされますのは農家の皆さん方でございますので、収益性の問題は当然植栽される農家の方が判断をされた上で、それを植えられるわけでございまして、したがって、いま申しました九種類ないし十種類の種類につきましては、この収益性も現在相当高いものでございまして、しかし、最近非常に労働力が逼迫してきておる結果を以て、そういう意味で、この生産費調査からの結果を見ましても、一日当たりの労働報酬といたしましてはだんだん減つてきておるのが現状でございまして、そういう現状でございまして、その労働生産性を上げようということによりまして、所得はあまり減らさないで生産を続けていけるということを考へなければならぬのじゃないかと考へておる次第でございまして、

○児玉委員 次に、第二号の「植栽に適する自然的条件に関する基準」こういうことがうたつてありますが、この自然的条件に関する基準というのは、どのように定められるのか、この点明らかにしていただきたい。

○小林(誠)政府委員 この自然的条件でございまして、これは気象条件あるいは地勢条件、いろいろなものがあるわけですが、これは、従来、果樹園経営計画の一つの資料として、気温でございまして、あるいは降雨量というものを中心に規定したわけでございまして、先ほどからのお話もございまして、やはり今後は機械化、省力化によつて一定水準以上の生産性を高め

るといふことも重要な課題になつてまいりますので、気象条件のほか、地勢条件というふうなものにつきましても、今後果樹農業振興審議会等にも十分御意見を承りまして、基本方針として示すことを検討したいというふうには考へておるものでございまして、

○児玉委員 先ほどお尋ねしましたが、現在農林省が昭和四十六年を一応の目標とした七百二十万トン近くの果樹類の生産が可能なる自然的条件に適応するよう園芸地といふんですか、こういう場所がはたして確保されるところの見通しというものがあつるかどうか、この点お聞かせをいただきたいと思ひます。

○小林(誠)政府委員 将来の果樹の面積の問題でございまして、これは現在三十五万ヘクタールの植栽が行なわれておるわけでございまして、耕地面積からいへば大体六、七割ということにならうかと思ひます。そういう意味におきまして、将来畑地を果樹園にかへるといふこともございまして、また未墾地等を開発いたしまして、そこを果樹園にするということもございまして、そういう意味で、今後果樹園にします場所は、相当あるものと考えておるわけでございまして、

○児玉委員 次に、「近代的な果樹園経営の基本的指標」ということを定めることになつておりますが、この点は今後の果樹園の経営にあたりまして非常に重要な問題ではなからうかと思ふのですが、この指標の設定にあたりましては、一体どういうふうな地域なり、またどの程度の経営規模を対象としてこの指標の中に定められるのか、これはきつめて今後の果樹園経営に対して重要な問題であらうかと存じますし、また、現在果樹園の経営の経験の少ない人あるいは反別等のきつめて些少な人、こういう点等との関連から、非常に大事な点であらうかと存じますので、この指標の設定にあつてどういふふうな内容がこの中に定められるのか、この点お聞かせいただきたいと存じます。

○小林(誠)政府委員 国が立てます近代的な果樹

園経営の指標でございますが、これは全国一本で定めたいというふうに考えておるわけでございまして、さらに果樹農業振興計画におきましては、その果樹の自然的なあるいは経済的な条件に応じた、それぞれ果樹の特性に合った果樹園経営の指標を立てたいというふうに考えておるわけでございます。この指標は、樹園地の集約化あるいは共同作業というものを前提とした経営に着目しまして、その経営の中における単位面積当たりの指標ということで、いま考えておりますのは、その単位当たりの生産量あるいは労働時間というものを考えておるわけでございまして、したがっていま、この指標というものは、個々の経営というものは関係なく、現状の果樹園の経営は四十アル以下の方がほとんど大部分でございます。したがっていま、そういう方がその果樹園を集約化することによりまして、その経営規模のいかに問わず、いま申しました作業の共同化によって補完されることによりまして、その経営の改善をはかるというこの指標として利用されるものということを期待しておるわけでございします。

○児玉委員 次に、「果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項」ということがうたつてあります。特にこの点は、先ほどもちよつと触れましたとおり、果樹類の価格の安定の重大なポイントになるものと考えております。そういう点から、野菜と同様に、輸送機関、これの保存あるいは品質の低下と、きわめてこの扱いはやつかいなものでありまして、いわれておるところのロードチェーン等の構想にいたしまして、先進国のアメリカ等においても、やはりこれがほんとうに生産から消費者の手に渡る間においては、その改善に約三十年近くの長期間を要しております。でありますので、今回の果振法の改正、さらにまた、先ほどもお聞きしましたが、価格の安定保障ということは、その最大の基本が流通機構の改革であるのじやなからうかと考えております。そういう点から、今回出されておるところの野菜関係

の場合にも十分お尋ねしたいと思うのですが、果実の場合においても特にこの点重大な問題であります。同時にまた、今後の動向として、やはり生食と同時に、かん詰めとしての確保ということも、非常に大事になってくようかと私は思っておりますが、特にこの流通の面について、果実関係についてどういうふうなお考えを持っておるか、この点、特に経済局長もお見えになっておるようでございますので、お答えをいただきたいと思ひます。

それから加工面でございますけれども、いただいて資料の中で、ミカン、リンゴ、ブドウ、桃、この四つの品種の中において、年々加工の数量は増加の傾向にありますが、リンゴだけが昭和三十三年に四万二千トン、それから三十六年が七万九千トンでございますが、そうして三十九年には五万八千トンと、このように低下しておるわけですが、ほかの分は大体順調に伸びている。これは一体どういうところに原因を起しているのか、この二点についてお尋ねしたいと思ひます。

○小林誠政府委員 リンゴの加工向けの需要が減っているのじやないかということでございますが、年々ジュース類につきましては相当伸びているのでございしますが、その中で減つておりますのはジャム等でございます。ジャムとかかん詰めは非常に不安定である。ことにジャムの減つておる点から、加工向けのリンゴの需要というものが少なくなつておるわけでございします。

流通問題なりあるいは加工問題でございますが、青果物の中で、野菜に比較しますれば、果実というものは、相当流通組織も整備されておるわけでございます。集荷、出荷団体あるいは農協の活動というものが相当活発なことは御案内のとおりでございますが、やはり将来の方向といたしまして、果樹農業者による果実の共同販売組織を整備し、出荷を計画化すること、その中心になりますものは、やはり集出荷施設、ことに青果の大規模な選果施設あるいは貯蔵施設というものが中心になるかと思ひますので、それを整備充

実いたしますとともに、その出荷、包装というのについても十分これを合理化していかなければならぬというふうなことを考えておるわけでございします。加工につきましては、果実の加工専用機械、特に労働節約的な施設の整備あるいは開発ということに重点を注いでいかなければならぬというふうなことを考えておる次第でございます。

○森本政府委員 果実なり野菜の流通の合理化のお話でございますが、御案内のように、一番流通上問題になりますのは、流通段階という中間だけの問題でございます。生産がきわめて零細である。また出荷についても調整なり組織化ができておるといふふうな問題、あるいは消費の段階におきまして、御案内のようにきわめて多様な、しかも零細な消費といったような関係が、結局流通の組織なり段階に影響を及ぼしておるといふのが日本の現状だと思ひます。そういう関係から、中央卸売り市場といったような一つの消費地の市場を通じて現在の取引がなされておるといふことであります。長期的に見ますならば、そういう生産なり出荷が大口化する、あるいは組織化するというふうなことが、あるいは消費の段階におきまして、多種多様な零細な消費といったようなことが、小売りの零細多様ということに反映しておりますので、そういう点が将来ももう少し組織化してくるということが、基本的に非常に流通改善に大きな影響を持つてくるというふうなふうに思ひます。

また、先ほどお答えをいたしましたように、中央卸売り市場の施設の整備でありますとか、あるいはその内部におきましてこの取引の合理化ということについて努力をいたしておるわけでございます。ただ、長期的に果実なり野菜の流通問題を解決いたしますためには、先ほど言いましたように、生産、出荷の流通施設といったようなものを将来大口化していくという

ようなことも必要でありましようし、あるいはまた規格化を進めていく、内容についてもあるいは包装についても規格化を進めていくといったようなことが、流通段階を合理化していくために非常に重要な施策であるというふうに思ひます。園芸局長がお答えになりました貯蔵の問題ということも、流通問題を解決する基本的な問題でございます。そういう点から、政府としても今後大いに力を尽くすということで、長期的な流通問題の解決をはかつていきたい、そういうふうなことをおるわけであります。

○児玉委員 この点園芸局長にも特に要望して、野菜法案の審議の際に多少突込んで質問をしたいと存じますが、とにかく果等が、もうかる農業というところで、盛んに生産面の指導には非常に熱を入れるけれども、生産されたものがどういふうな形で販売され、安定した収入が農家のふところに入るかというふうな、いわゆる流通、販売という面に対する指導が非常におこなわれていると私は思ふのです。ですから、常に農民が一生懸命研究をし、努力をして、たくさんつくりますけれども、先ほど局長も答弁になったような流通面の不備ということが、このような結果をもたらした、同時にまた、やはり現地における生産者というものが、もう少し組織的に、しかも市場の状況等が十分把握できるような形で、この振興というものがなされないと、せっかくの意図というものが、結果的には農民泣かせの結果に終わる。この点十分ひとつ両局長とも念頭に置かれて、しかも実際の指導にあたって十分な御配慮を私は要望したいと思ひます。

次に、果樹農業振興計画の策定についてであります。都道府県知事は、果樹農業振興基本方針にのっとり果樹農業振興基本方針に即した計画を立てることになっております。今後の果樹園経営計画の認定にあたって重要な指針等になるものであります。この場合、国全体の果実の長期の見通し、このいわゆる全体的な調整、またこれが

果実の流通問題につきましては、先ほどお答えをいたしましたように、中央卸売り市場の施設の整備でありますとか、あるいはその内部におきましてこの取引の合理化ということについて努力をいたしておるわけでございます。ただ、長期的に果実なり野菜の流通問題を解決いたしますためには、先ほど言いましたように、生産、出荷の流通施設といったようなものを将来大口化していくという

各府県間あるいは経営計画の認定を受けないものとの調整、いわゆる全体の需要と供給のバランスをとる上からいっても、この計画策定というものが非常に重大な意義を持つものと考えますが、このような果実の長期見通し、それからそれぞれ園芸を経営する関係者の調整というものが、どういうふうに行なわれようとするのか、この点をまず第一点として伺いたいと思存します。

○小林(誠)政府委員 国が果樹農業振興基本方針を立てまして、それに即して果樹農業振興計画を立てるわけでございます。さらに個々の果樹園経営計画は、その県の計画に照らして適当であると都道府県知事が認めた場合に、その認定をし、公庫からの融資が行なわれるわけでございまして、従来ございましてした国の基本方針なりあるいは果樹農業の振興計画という規定を設けておるわけでございますが、これは先ほども申し上げましたように、法律的に個々の農業者を縛るというていものではないでございます。融資措置を通じてまして好ましい方向に誘導していくというのが目的でございます。

なお、果樹園経営計画を立てない人々につきましても、県がその県の計画をいろいろPRなりあるいは指導することによりまして、県の計画から見まして好ましい方向に農業者の活動を向けていきたいというふうな考えておるわけでございします。

県間の問題につきましては、いろいろそこで目標全部をトータルいたしますと、国の目標数量に合わないという問題もございしようが、その点につきましては、今年年をかねましてじっくり県とお話を申し上げ、それによりまして、その間に大きなそこのないようになりたいというふうな考えておる次第でございます。

○児玉委員 これは一つの例としてでありますけれども、ある大きな食品会社が地域の園芸組合等と提携しまして、県等の策定する計画とは全く無関係に、競合するようなイチゴなりあるいはミカンなり——こういうふうな実際の例もあるわけで

すが、この辺が非常に問題になる点ではないかと私は思うのです。こういう大企業の、全く県の計画等に無関係の進出をするということも十分私には考えられるわけでございしますが、その辺の関連というものを実はお聞きしたかったわけですが、この辺どのようにお考えになっておるのか、お伺いしたいと思存します。

○小林(誠)政府委員 具体的な事例につきまして承知いたしておりますけれども、国なりあるいは県の計画というものにつきましては、たとえば自然的条件というふうなものについても、一つの指標を出すわけでございします。そういう意味におきまして、果樹が不適地に植栽されるというふうな面はないものだと考えておるわけでございします。

それからもう一つは、非常に大規模な植栽ということになりまして、この果樹園経営計画というものには、数人が共同して立てるということになっておるわけでございまして、したがって、一人で大規模な果樹園経営をやるとい場合は、この法律によりまして融資の道は開かれないわけでございします。そういう意味におきまして、この法律の面からはいろいろの奨励措置とか何とかという恩典は出てこないものと思存します。ただ、全体の事業量の中におきましては、その経営主体がだれでありましようとも、その生産の量という中には入ってくるということにおきまして、その意味では関係が出てくると思存しますが、具体的な事例について承知いたしておりますので、この点についての意見は差し控えていただきたいと思います。

○児玉委員 これは今後派生する問題でありますので、ひとつ当局としても十分慎重な態度で臨んでいただきたいと思います。

次に、振興計画書を関係の知事が大臣に提出することになっておりますが、その振興計画を提出するだけでは、私は十分な目的の達成はできないと思うのですが、その辺はどういうふうな指導をやっていくのか。同時にまた、一つの県単位の間

題でなくして、やはり広域なブロックというものを対象とした審議会等を経て、全体的な計画を十分達成するための調整をはかる必要があるのではなからうかと考えておりますが、知事の振興計画書と同時に、このような広域ブロックの調整のための審議会等について、どういうふうな配慮がなされておるのか、その点明らかにしていただきたいと思います。

○小林(誠)政府委員 県の果樹農業振興計画につきましては、農林大臣の認定という制度はとっておりません。この問題につきましては、やはり果樹農業振興計画は知事が自主的に立てていただくということが適当ではなからうか。認可あるいは承認制度をとらないで、県が独自の立場から、その県内の実情に照らして立てていただくというところが必要だと思存します。法律の規定では、県の振興計画は国の基本方針に即して立てなければならぬということでございます。したがって、県がこの国の計画と全く反対の方向に向かって計画を立てられるということはないものだというふうなことを考えておりますし、またその食い違いというふうなことがないよう、一兩年かかっているという県ともお打ち合わせいたしまして、その点について大きな瑕疵がないようにいたしたいというふうなことを考えております。

また、広域ブロックの問題でございますが、これは地方農政局が出先機関としてございまして、この問題あるいは野菜の問題というものを取り扱う上におきまして、構造改善部に振興三課というものを独立させまして、人員をふやしたわけでございします。その振興三課が中心になりまして、その地方農政局管内の各県のいろいろな調整につきましては、これを行ないますとともに、農林省といたしまして、その調整が円滑に行なわれますようにいたしたいというふうな考えておる次第でございます。

○児玉委員 いまの局長の答弁で、認定といいますが、そういう表現は使っていないわけでありませうけれども、少なくとも農林省としては、やはりこれを指導する責任があると思うわけです。ですから、私はその点もう少し積極的な姿勢で臨んでいただきたい。ということは、やはり県が設定する計画というものは、常に農林省としても全般的な視野に立つところの立場からその指導をしていかなければ、県という小さな単位の中において判断したこの計画というものが、はたして妥当であるかどうかというふうな判断の度合いというものが、私は相当ウェイトの違いがあるのではないかと思存するのですが、その点について、いまいし詳しく御説明をいただきたいと思存します。

○小林(誠)政府委員 県間の調整なり、あるいは各県の果樹農業振興計画につきましては、園芸局といたしまして、各県の担当部と十分連絡をとらしまして、これを指導していきたいというふうなことを考えておるわけでございします。そのような意味におきまして、認定制度はとりませんでしたけれども、当然農林省といたしまして、各県の立てます果樹農業振興計画につきましては、関心をもちまして、十分の指導を行なっていくというふうなことを考えておる次第でございます。

○児玉委員 まだ相当たくさんございしますが、あと一問だけやって、あと大臣にお尋ねすることにしたんですが、この計画の策定の中におきまして、二条の三の三項に「都道府県知事は、前項の主要な種類の果樹のうち、その果実につき、生産の安定的な拡大を図り及び流通の合理化を推進することが特に必要であり、かつ、そのためには広域の濃密生産団地を計画的に形成する」、こういうふうな表現が出ておりますが、この濃密生産団地というものは、どういうふうな形態をこういふふうないうのか、この点お尋ねしたいと思存します。

○小林(誠)政府委員 この濃密生産団地の広さでございますが、これは果樹の種類あるいはその組み合わせでございますとか、果樹園の分布によりまして、また対象とします市場の規模というふうなものによりまして、一がいにはどれくらいと言えませんが、大体二ないし三カ町村から、

広いのでは一郡くらいになるものと考えておるわけでございます。やはりその中心になりますものは、集荷、貯蔵というようなものの施設が中心になってくるだろうと考えておるわけでございます。その濃密生産団地を単位といたしまして、近代的な集出荷施設でございますか、あるいは貯蔵庫等の流通施設というものが有機的な関連のもとに計画されまして、それらの近代的な流通施設を中核といたしまして、流通の近代化、合理化というものが推進されると期待しておるわけでございます。それで、その団地の大きさあるいはその中における方針というものは、県によりましていろいろ実情が違いますので、都道府県の自主的な判断にゆだねたいというふうに考えております。

○児玉委員 いまの広域という考え方は、局長が言われたとおり、たとえば県境等の二県にまたがるような場合もあるかどうか、あるいはその面積というのは、大体どの程度の規模に達した場合に、このような濃密生産団地の形成ということを考えておられるのか、この点再度お尋ねしたいと思います。

○小林(誠)政府委員 その面積が何ヘクタールなればならぬというような基準はございませんけれども、やはり取引の単位といたしましては、恒常的に主要な市場に出荷ができるという、出荷の面で一つ考えられるわけでございます。それからやはりその出荷の面を考慮いたします場合に、その出荷施設は相当大規模でなければならぬと思います。その場合には、やはり相当長い期間にわたって出荷ができるということが、その施設の効率の面からいきまして必要でございます。そうなりますと、わけのものをいろいろ組み合わせる必要がございます。この点は、生産者のほうから見ましても、労働の均衡という意味におきまして必要な面でございます。出荷の面からいきまして、そういうふうな長い期間にわたって安定的にこれを出すという点から、一つの規模というも

のがきまってくると思います。また大きな道路をつくって、その出荷を円滑にするという意味におきまして、土地基盤整備という面からも一つの範囲がきまってくると思いますが、そういうものを勘案しまして、一つの団地として生産から出荷に至るまで計画的にやっていくことを考えまして、都道府県知事がその範囲をきめられることを期待しておるわけでございます。

○児玉委員 次に、第四条で、果樹園経営計画の認定について、従来は「農林省令で定める基準」ということになっておったのが、今回は「農林大臣の定める基準」というようにその計画の認定についての対象が変わっております。大体面積は十町歩以上、集団する度合い、立地条件について平均気温、降水量等を規定する、こういうことでありますけれども、これを「省令」から「農林大臣の定める基準」というふうに改めたのは、現在までのこの基準の内容というものに変更があったのかどうか、この点お尋ねをしたいと存じます。

○小林(誠)政府委員 基準の内容でございますが、これは基本的には改正前のものとおおむね同じようにしたいと思っております。ただ、最近の労働事情というものの対処いたしまして、高性能の機械を活用する、生産性の向上をはかるという要請が強まっておりますから、傾斜度等、地勢についての基準というものを基本方針でも取り上げることを検討したいと思っておりますので、それに対応しまして認定の基準も整備したいというふうに考えております。ただ、「省令」から「農林大臣の定める基準」といたしましたのは、果樹農業振興基本方針は農林大臣が定めるということになっておりますので、それと平仄を合しまして、これは省令という規定になかったでございます。

○田口(長)委員長代理 次会は明六月一日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十七分散会